

令和6年11月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西会津町長 薄 友喜

市町村名 (市町村コード)	西会津町 (07405)	
地域名 (地域内農業集落名)	笹川地区 (呼賀、平明、原、新村、樟山)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月8日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業従事者が少なく後継者がいないため農地の維持管理が困難になりつつある。
 自治区によっては、耕作作業を受委託している農地があるが、受託者が高齢化しており、今後いつまで継続できるかは不透明である。
 当地域は山間地に位置しているため鳥獣被害が耕作の障害となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農業従事者が少ない状況ではあるが、今後5年間ほどは現状を維持していく予定である。しかしながら、高齢化や担い手がないため中山間地域等直接支払制度の継続については、西会津町農業公社への依頼を検討し実施していく予定である。
 農地の耕作や保全による維持については、西会津町農業公社や地域外の耕作希望者に頼らざるを得ない状況であるが、現在耕作している人で何とか現状維持を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	58.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	58.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構の利用を希望する人だけでまずは検討を行っていく。 自治区によっては半分以上の農地を法人経営体が耕作しているため、今後も継続して集約の拡大を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の利用を希望する人だけでまずは検討を行っていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
高齢化と後継者不在により農家数が減少している現状であるため、基盤整備事業の計画は今のところない。 水路などの農業用施設の老朽化に関しては、必要に応じて対応を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
高齢化や担い手の希望者がいないため、町や西会津町農業公社、法人経営体との連携を図るとともに、新たな経営体を募る。自治区としても農業用施設の管理などの取組みを継続していく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
将来的に西会津町農業公社等への委託を検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害防止対策として、居住地周辺の農地について草刈りなどの保全管理を行う。
- ①水稻を中心とした農業を進める一方で、鳥獣被害を受けにくい農産物栽培について検討していく。
- ①地域一体となって、電気柵の設置等の鳥獣被害防止対策を進めていく。
- ⑦自治区の共同作業に農業用機械を導入し、作業軽減を図り農業用施設の維持を進める。
- ⑧農業用施設(農道・水路)の管理と整備について地域ぐるみで実施していく。